



## 【適切な意思決定支援に関する指針】

### 1. 基本方針

倉光病院では人生の最終段階を迎える患者がその人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえ、患者及びその家族と多職種で構成される医療・ケアチーム及び地域連携スタッフを含めて十分に話し合い、患者本人の意思決定を尊重し医療・ケアを提供することに努める。

### 2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定支援

#### (患者本人の意思が確認できる場合)

患者本人による意思決定を基本とし、家族及び主たる介護者も関与しながら厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に医療・ケアチームが協力し医療・ケアの方針を決定する。また時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により医師は変化することがあるため医療・ケアチームは患者が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援をする。この時本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるため、家族なども含めて対応についての話し合いが繰り返されることも必要である。このプロセスにおいて話し合われた内容はその都度診療録に記載する。

#### (患者本人の意思が確認できない場合)

家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し患者にとっての最善である治療方針を取ることを基本とする。家族などが患者本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い治療方針を決定する。

家族等がいない場合や家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は患者にとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討する。

このプロセスにおいて話し合われた内容はその都度診療録に記載する。

### 3. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思決定を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームや精神保健福祉士等が関与して支援する。

## 4. 身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考にその決定を支援する。

## 5. 参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン  
厚生労働省 2018年3月改訂
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る、  
意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン 研究代表者 山縣然太朗
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン  
厚生労働省 2018年6月改訂

2024年6月1日制定  
倉光病院